

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00040 沿革 (略) <u>平成29年9月8日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00040 沿革 (略)</p>	
<p>第1条～第26条 (略)</p>	<p>第1条～第26条 (略)</p>	
<p>(指示書)</p> <p>第27条 日本貿易保険は、約款第41条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第34条第1項の規定に基づき別紙様式第23 - 1による簡易通知型包括保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。<u>ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</u></p> <p>二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとった損失防止軽減措置及び今後の回収方針に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方針を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方針の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、履行状況報告書に記載された報告内容及び今後の方針を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険はこれを十分に勘案して具体的な回収方針の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。</p>	<p>(指示書)</p> <p>第27条 日本貿易保険は、約款第41条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第34条第1項の規定に基づき別紙様式第23 - 1による簡易通知型包括保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとった損失防止軽減措置及び今後の回収方針に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方針を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方針の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、履行状況報告書に記載された報告内容及び今後の方針を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険はこれを十分に勘案して具体的な回収方針の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。</p>	
<p>第28条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>	<p>第28条 (略)</p>	

新	旧	備考
別表1～別表6 (略)	別表1～別表6 (略)	